

平成 20 年度合法性・持続可能性証明システム検証事業 実施要領

1. 目的

合法木材供給事業者の認定に関する業界団体の自主的取組みについて消費者の信頼性を確保し、政府等の木材・木製品の調達担当者の理解を促進するため、制度運営について調査検証を行い、その実効性や問題点を明らかにする。

2. 事業内容

業界団体の合法供給体制が整備され、合法木材の需要拡大・定着が期待されており、他方で、今後の証明方法の検討が本格的に開始される中で、地方自治体を中心に合法木材の調達実態についての調査を行うと共に、認定団体・認定事業体業務の実態とシステムについての網羅的な調査を行い、また、過去の調査結果に基づき供給体制推進上の課題となるべき点について調査を実施する。

(1) 合法木材調達国内調査

ア 昨年の国の窓口での調査に引き続き、事例調査の内国内調査と連携し、地方公共団体の調達方針を中心として、合法木材の優先的購入・使用に関する理解、取組み方針、実施結果などについて調査を実施する。調査方法は、アンケートのほか各都道府県で数箇所程度を聞き取り調査で行い、需要者側からの合法木材の利用・供給の問題点を明らかにする。

イ 調査は平成 20 (2008) 年 8～11 月に実施。調査体制は都道府県木連の協力を得つつ、専門調査員で実施。

(2) 認定事業検証国内調査

ア 認定事業を実施している全ての認定団体を対象に、①認定審査、認定者に関する指導管理などの業務のガイドラインや自主的行動規範に基づく実施状況、②安定供給や信頼性を確保する上での課題、③推奨すべき事例、などについて、網羅的な調査を実施する。(アンケート調査及び聞き取り調査)

イ 団体認定を受けた認定事業体を対象に、①申請時点での管理方針の実施状況、

②合法木材・同製品の購入、販売状況、③安定供給や信頼性を確保する上での課題、③推奨事例、などに関する調査を実施する。(アンケート調査及び聞き取り)

ウ 過去の、建築工事、家具等合法木材調達を行った国、都道府県、地方公共団体の機関などの調査を参考に、最終納材業者、建設業者などを対象として、合法木材の認知状況、合法木材の調達方法などについて調査を実施する。

エ ①輸入材の取り扱い業者、②商流のみを担う流通業者、③小規模の自伐林家などと取引する原木市場などを対象として、合法木材の調達方法、証明書の発行実態などを合法証明の流れ等を調査する。

(3) 海外調査

ア 事例調査の3の(2)の結果を踏まえ、検証調査の必要性、妥当性等を総合的に判断し、平成20(2008)年10月頃までに調査対象を2カ所程度選定する。
調査時期は平成20(2008)年10月～12月現地調査

イ 各地域において、以下の点について調査を行う。

① 当該地域の森林経営と木材を巡るグリーン購入(背景となる情報)

当該地域の森林法の施行と強化および森林経営の現状の一般的評価/木材を巡るグリーン購入動向とその対応

② 日本のガイドラインと証明書の関係

証明書の概要/伐採時点の合法性をチェックする仕組み/持続可能性をチェックする仕組み/分別管理の仕組み

③ 今後の課題と展望

現在の証明書のシステムの問題点と今後の改善すべき課題